

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区
厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区
指定計画書（区域の拡張）
（案）

平成17年 月 日
環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域(拡張する区域)

別寒辺牛旧国道3号線の南側敷地界と字別寒辺牛128番地の地番界と字別寒辺牛1番地の地番界との接点を起点とし、同所から東進し字別寒辺牛1番地の地番界と字別寒辺牛132番地の東端との接点に至り、同所から北東に進み字別寒辺牛1番地の地番界と字別寒辺牛140番地と別寒辺牛旧国道3号線の南側敷地界との接点に至り、同所から字別寒辺牛1番地の地番界と別寒辺牛旧国道3号線の南側敷地界とを東進し、別寒辺牛旧国道3号線の南側敷地界と字別寒辺牛1番地の地番界とJR花咲線の南側敷地の敷地界との接点に至り、同所からJR花咲線の敷地界と字別寒辺牛1番地の地番界とを東進し、糸魚沢林道の西側敷地界との接点に至り、同所から糸魚沢林道とJR花咲線との敷地界をさらに東進及び北進し、字別寒辺牛8番地の敷地界と糸魚沢林道の東側敷地界とJR花咲線の南側敷地界との接点に至り、同所からJR花咲線と字別寒辺牛8番地の敷地界とを東進し、JR花咲線の敷地界と字別寒辺牛8番地の敷地界と別寒辺牛とチライカリベツとの字界との接点に至り、同所から字別寒辺牛8番地の敷地界を南東及び南西に進み更に南東に進みチライカリベツ川を横切り字別寒辺牛7番地の東側敷地界を南東に進み同番地の南東端側敷地界と道有林の敷地界との接点に至り、同所から道有林と字別寒辺牛7番地より同6番地、同5番地、同4番地、同3番地、同2番地との敷地界沿いを西方向に進み字別寒辺牛2番地の南西端に至り、同所から北進し国有未開発地との接点に至り、同所から字別寒辺牛2番地と国有未開発地との敷地界を東進し同方向を延長しチライカリベツ川の支流を横切り字別寒辺牛3番地の敷地界との接点に至り、同所からチライカリベツ川の支流右岸と字別寒辺牛3番地の地番界とを北進し、更に、チライカリベツ川本流の左岸と字別寒辺牛3番地の地番界とを東進し、道有林糸魚沢林道の敷地界との接点に至り、同所から同林道敷地界を北進し字別寒辺牛1番地と国有開発地との接点に至り、同所から国有地未開発地と字別寒辺牛1番地との敷地界を西進及び北進し起点とを結んだ線に囲まれた区域から道有林糸魚沢林道の敷地部分を除いた区域

(3) 特別保護地区の存続期間 (拡張する区域)

平成 1 7 年 1 1 月 1 日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日 (6 年 1 1 ヶ月)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

特別保護地区の指定目的

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区 (拡張する区域を含む全域) は、北海道東部の川上郡標茶町並びに厚岸郡厚岸町及び浜中町に位置し、厚岸湖、別寒辺牛湿原、火散布・藻散布沼及び琵琶瀬川周辺の霧多布湿原といった湖沼、湿原等となっている。厚岸湖は、別寒辺牛川と尾幌川が流入する周囲約 2 6 k m の汽水湖である。別寒辺牛湿原は、別寒辺牛川及びその支流の河川が台地を切刻した谷底平野に形成された湿原である。霧多布湿原は大半がミズゴケ泥炭地で、その北側半分には池沼が帯状に並列している。また、霧多布湿原の南側半分は琵琶瀬川、一番川及び二番川が枝状に流れている。

このような自然環境を反映して、今回拡張する区域は、タンチョウの繁殖地、ガンカモ類、オオハクチョウ、オジロワシ、オオワシ等渡り鳥の中継地、越冬地として利用され、水面及び湿原地帯は、ガンカモ類のねぐら及び休息の場として、また、タンチョウの繁殖地として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

特別保護地区の管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 指定の理由

今回、拡張する区域は、チライカリベツ川沿いの湿原であり、タンチョウの繁殖地、オジロワシ、オオワシ、ガンカモ類等の採餌及び休息の場として利用されていることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 7,781 ha (7,400 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	- ha
農耕地	- ha
水面	3,578 ha (3,562 ha)
その他	4,203 ha (3,838 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 2,980 ha (2,980 ha)

国有林	478 ha (478 ha)	林野庁所管	478 ha (478 ha)	制限林	- ha
				普通林	478 ha (478 ha)
		他所管	- ha		
国有林地以外の国有地	2,502 ha (2,502 ha)			国土交通省所管	- ha
				財務省所管	2,502 ha (2,502 ha)

都道府県有地 - ha

地方公共団体有地	3 2 9 ha		
	(2 4 8 ha)	市町村有地等	3 2 9 ha
			(2 4 8 ha)

私有地等	8 9 4 ha (6 1 0 ha)
公有水面	3 , 5 7 8 ha (3 , 5 6 2 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	6 , 0 4 7 ha	特別地域	5 , 9 1 8 ha
	(6 , 0 4 7 ha)		(5 , 9 1 8 ha)
(名称：厚岸道立自然公園)		普通地域	1 2 9 ha
			(1 2 9 ha)

文化財保護法による地域	8 3 7 ha (8 3 7 ha)
(名称：霧多布泥炭形成植物群落)	8 0 3 ha (8 0 3 ha)

(注)()は既指定の区域面積

4 指定（区域の拡張）する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、北海道東部の川上郡標茶町並びに厚岸郡厚岸町及び浜中町に位置する。

イ 地質、地形等

当該区域は、厚岸湖に流入する河川の一つであるチライカリベツ川の沿岸の湿原であり、泥炭層の厚さは2～3m以上に達する。泥炭層の下は軟弱な泥及び砂からなる沖積層となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、ヨシ、スゲ類、ハンノキ林の群落が広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、哺乳類としては、エゾユキウサギ、エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガ、ヒグマ、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ等の生息が確認されている。鳥類では、タンチョウの繁殖が確認されているほか、カワアイサ等のガンカモ類、オジロワシ、オオワシ等の越冬が確認されている。魚類では、サケ科サケ、カラフトマス、サクラマス、イトウ等の生息が確認されている。また、貝類では、カキガイ、カワシンジュガイ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内における、農林水産物の被害防止のための有害鳥獣捕獲の許可実績はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同上第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	30	本
案内板	5	基

目	科	種または亜種	種の指定等
		ノスリ	
		<u>クマタカ</u>	EN、国内希少
[タカ目]	[タカ科]	カラフトワシ	
		チュウヒ	VU
	[ハヤブサ科]	<u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少
		チゴハヤブサ	
		アカアシチョウゲンボウ	
[キジ目]	[ライチョウ科]	<u>エゾライチョウ</u>	DD
	[キジ科]	ウズラ	
[ツル目]	[ツル科]	<u>タンチョウ</u>	国特天、VU、国内希少
		<u>ナベツル</u>	VU
		カナダツル	
		<u>マナツル</u>	VU
	[クイナ科]	クイナ	
		ヒクイナ	
		ツルクイナ	
		オオバン	
[チドリ目]	[ミヤコドリ科]	ミヤコドリ	
	[チドリ科]	ハジロコチドリ	
		シロチドリ	
		メダイチドリ	
		ムナグロ	
		ダイゼン	
		タゲリ	
	[シギ科]	キョウジョシギ	
		トウネン	
		アメリカウズラシギ	
		ハマシギ	
		サルハマシギ	
		コオバシギ	
		オバシギ	
		ミユビシギ	
		エリマキシギ	
		コモンシギ	
		オオハシシギ	
		ツルシギ	
		<u>アカアシシギ</u>	VU
		コキアシシギ	
		コアオアシシギ	
		アオアシシギ	
		タカブシギ	
		メリケンキアシシギ	
		キアシシギ	
		イシシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		チュウシャクシギ	
		ハリモモチュウシャクシギ	
		ヤマシギ	
		<u>オオジシギ</u>	NT
	[セイタカシギ科]	セイタカシギ	EN
	[カモメ科]	ユリカモメ	
		セグロカモメ	
		オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ウミネコ	
		ミツユビカモメ	
【チドリ目】	【カモメ科】	カナダカモメ ハジロクロハラアジサシ アジサシ コアジサシ	VU
【ハト目】	【ハト科】	キジバト アオバト	
【カッコウ目】	【カッコウ科】	カッコウ ツツドリ	
【フクロウ目】	【フクロウ科】	シマフクロウ コミミズク フクロウ	国天、CR、国内希少
【アマツバメ目】	【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	【カワセミ科】	ヤマセミ カワセミ	
	【ヤツガシラ科】	ヤツガシラ	
【キツツキ目】	【キツツキ科】	アリスイ ヤマゲラ クマゲラ アカゲラ オオアカゲラ コアカゲラ コゲラ	国天、VU
【スズメ目】	【ヒバリ科】	コヒバリ ヒバリ ハマヒバリ	
	【ツバメ科】	ショウドウツバメ ツバメ イワツバメ	
	【セキレイ科】	ツメナガセキレイ キガシラセキレイ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	【ヒヨドリ科】	ヒヨドリ	
	【モズ科】	モズ	
	【ミソサザイ科】	ミソサザイ	
	【ツグミ科】	コマドリ シマゴマ ノゴマ コルリ ルリピタキ ノピタキ トラツグミ クロツグミ アカハラ シロハラ ツグミ	
	【ウグイス科】	ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		オオヨシキリ	
		エゾムシクイ	
[スズメ目]	[ウグイス科]	センダイムシクイ	
		キクイタダキ	
		キビタキ	
		オオルリ	
		サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
	[エナガ科]	エナガ	
	[シジュウカラ科]	ハシブトガラ	
		コガラ	
		ヒガラ	
		ヤマガラ	
		シジュウカラ	
	[ゴジュウカラ科]	ゴジュウカラ	
	[キバシリ科]	キバシリ	
	[メジロ科]	メジロ	
	[ホオジロ科]	ホオジロ	
		ホオアカ	
		シマアオジ	NT
		アオジ	
		クロジ	
		オオジュリン	
	[アトリ科]	アトリ	
		カワラヒワ	
		マヒワ	
		ベニヒワ	
		ハギマシコ	
		ベニマシコ	
		ウソ	
		イカル	
		シメ	
	[ハタオリドリ科]	ニューナイスズメ	
		スズメ	
	[ムクドリ科]	コムクドリ	
		ムクドリ	
	[コウライウグイス科]	コウライウグイス	
	[カラス科]	カケス	
		ホシガラス	
		ハシボソガラス	
		ハシブトガラス	
合計(種)		214種	

目	科	種または亜種	種の指定等
イ. 獣類			
目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	【トガリネズミ科】	トウキョウトガリネズミ	VU
		カラフトヒメトガリネズミ	
		エゾトガリネズミ	
		オオアシトガリネズミ	
【コウモリ目】	【ヒナコウモリ科】	ヒメホオヒゲコウモリ	EN
		ウスリホオヒゲコウモリ	VU
		カグヤコウモリ	VU
		ウスリドーベントコウモリ	VU
		ホンドノレンコウモリ	EN
		ヒメホリカワコウモリ	EN
		チチブコウモリ	VU
		ニホンウサギコウモリ	VU
		ニホンコテングコウモリ	VU
【ウサギ目】	【ウサギ科】	エゾユキウサギ	
【ネズミ目】	【リス科】	エゾリス	
		エゾシマリス	
		エゾモモンガ	
【ネコ目】	【クマ科】	ヒグマ	
	【イヌ科】	エゾタヌキ	
		キタキツネ	
	【イタチ科】	エゾオコジョ	
		キタイイズナ	
【ウシ目】	【シカ科】	エゾシカ	
合計(種)		25種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧

DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群

国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境 大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念 物に指定された鳥獣。